

消費税法第9条の2 事業者免税点の判定について

平成23年9月

～新たに設立した法人等の特定期間～

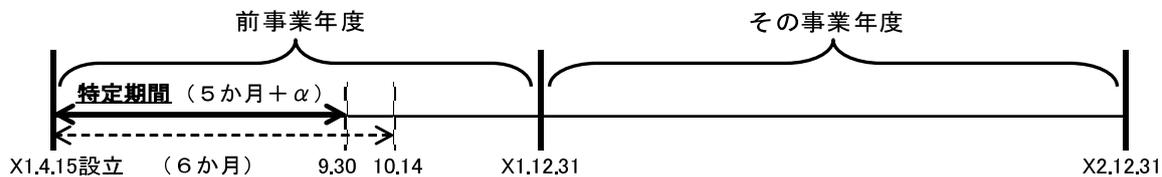
税務署

平成23年6月に消費税法の一部が改正され、当課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合には、当課税期間においては課税事業者となることとされました（課税売上高に代えて給与等支払額の合計額により判定することもできます。）。

特定期間は、原則として、前事業年度の開始の日以後6か月の期間となりますが、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。そのような場合における特定期間については、このリーフレットの具体的な事例をご参照ください。

※ 特定期間や給与等支払額の説明などの改正の概要については、「消費税法改正のお知らせ（平成23年9月）」をご覧ください。【国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）】

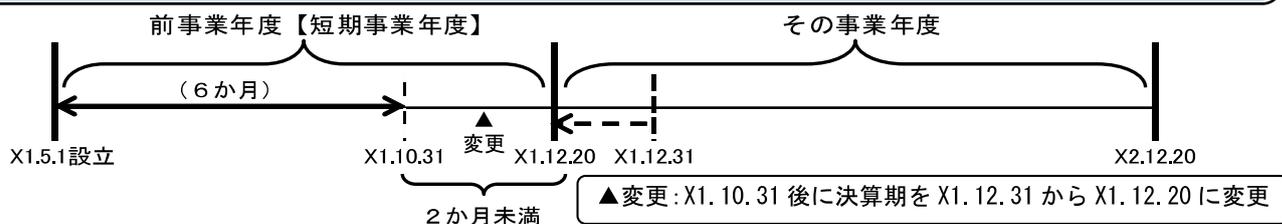
【事例1】前事業年度終了の日は月末であるが、月の途中で設立したため前事業年度開始の日以後6か月の期間の末日が月末でない場合



特定期間は、原則として、前事業年度開始の日以後6か月の期間となりますが、6か月の期間の末日が月末でない場合で前事業年度終了の日が月末である場合は、その期間の末日の前月の末日までの期間を特定期間とする特例があります（令20の6①一）。

事例では、設立日から6か月の期間の末日は月末ではありません（X1年10月14日）。また、前事業年度終了の日は月末となっています（X1年12月31日）。この場合、6か月の期間の末日（X1年10月14日）の前月の末日であるX1年9月30日が特定期間の末日となります。したがって、前事業年度の法人の設立日であるX1年4月15日から9月30日までが特定期間となり、その事業年度における納税義務の判定は、その特定期間の課税売上高（又は給与等支払額）により行うこととなります。

【事例2】新たに設立した法人で事後に決算期変更を行ったため前事業年度が短期事業年度（※）に該当する場合



決算期変更を行った場合には、決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。

事例では、6か月の期間の末日（X1年10月31日）後に決算期変更（12月31日→12月20日）を行っていますので（令20の6①一かつこ書）、X1年5月1日から10月31日までが6か月の期間となります。この場合、6か月の期間の末日の翌日（11月1日）から前事業年度終了の日（12月20日）までの期間が2か月未満となるため、前事業年度は短期事業年度（※）となります（令20の5①二）。

(注)1 6か月の期間内に決算期変更を行った場合には、X1年5月1日から6か月の期間の末日（10月31日）の直前の終了相当日（注2）である10月20日までが6か月の期間とみなされ（令20の6①二）、その翌日（10月21日）から前事業年度終了の日（12月20日）までの期間が2か月となるため、5月1日から10月20日までの期間が特定期間（5か月+20日）となります（短期事業年度には該当しません。）。

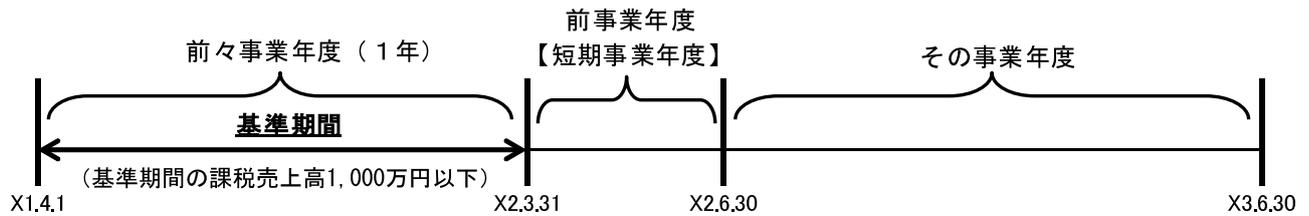
2 終了相当日とは、前事業年度（又は前々事業年度）終了の日に対応する前事業年度（又は前々事業年度）の各月の日を行います（事例では、前事業年度の各月の20日を行います。）。

※ 短期事業年度とは、次のいずれかに該当する前事業年度をいいます（令20の5①）。なお、短期事業年度となる前事業年度は特定期間とはなりません（前々事業年度がある場合には、その前々事業年度が特定期間となるかどうかを判定することとなります。）。

(1) 前事業年度が7か月以下である場合

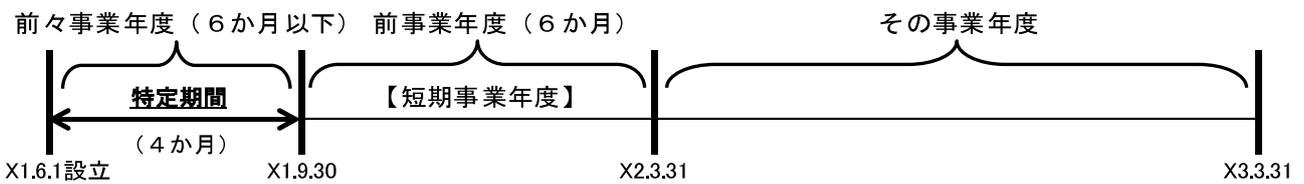
(2) 前事業年度が7か月を超え8か月未満の場合であって、前事業年度開始の日以後6か月の期間の末日の翌日から前事業年度終了の日までの期間が2か月未満の場合

【事例3】 決算期変更を行ったため前事業年度が短期事業年度となる場合で、前々事業年度が基準期間となる場合



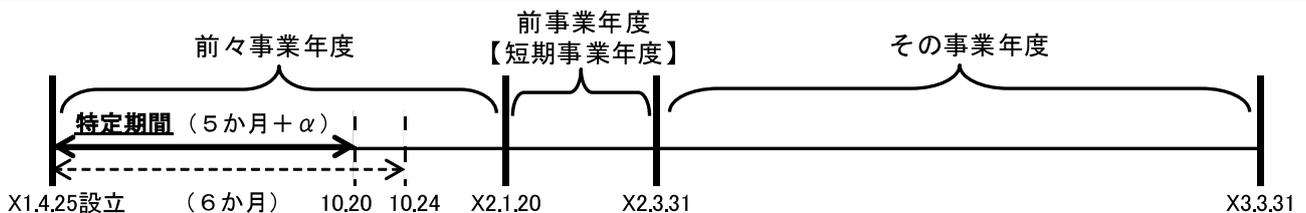
前事業年度が短期事業年度となる法人で前々事業年度がある場合は、原則として、特定期間は前々事業年度開始の日以後6か月の期間となります。ただし、前々事業年度が、その事業年度の基準期間となる場合は特定期間とはなりません（令20の5②-）。なお、事例では、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であることから、その事業年度は免税事業者となります（法9①）。

【事例4】 決算期変更を行ったため前事業年度が短期事業年度となる場合で、前々事業年度が6か月以下の場合



前事業年度が短期事業年度となる法人で前々事業年度がある場合は^(注)、原則として、特定期間は前々事業年度開始の日以後6か月の期間となります。ただし、前々事業年度が6か月以下の場合、前々事業年度開始の日から終了の日までの期間が特定期間となります（法9の2④三かっこ書）。したがって、事例では、X1年6月1日から9月30日までが特定期間となり、その事業年度の納税義務の判定は、その特定期間の課税売上高（又は給与等支払額）により行うこととなります。この場合、6か月分の金額に換算する必要はありません。
 (注)前々事業年度が6か月以下の場合で前事業年度が2か月未満である場合は、その前々事業年度は特定期間とはなりません（令20の5②三）。

【事例5】 決算期変更を行ったため前事業年度が短期事業年度となる場合で、前々事業年度開始の日以後6か月の期間の末日が月末でない場合



前事業年度が短期事業年度となる法人で前々事業年度がある場合は^(注2)、原則として、特定期間は前々事業年度開始の日以後6か月の期間となります。ただし、6か月の期間の末日が月末でない場合で前々事業年度終了の日が月末でなく、6か月の期間の末日がその前々事業年度の終了当日^(注1)でない場合は、その期間の末日の直前の終了当日を特定期間の末日とする特例があります（令20の6②二）。

事例では、設立日から6か月の期間の末日が月末ではありません（X1年10月24日）。また、前々事業年度終了の日は1月20日であるため、6か月後（X1年10月24日）の直前の終了当日であるX1年10月20日が特定期間の末日となります。したがって、前々事業年度の法人の設立日であるX1年4月25日から10月20日までが特定期間となり、その事業年度の納税義務の判定は、その特定期間の課税売上高（又は給与等支払額）により行うこととなります。

(注)1 終了当日とは、前々事業年度（又は前事業年度）終了の日に対応する前々事業年度（又は前事業年度）の各月の日をいいます（事例では、前々事業年度の各月の20日をいいます。）。

2 ①前々事業年度がその事業年度の基準期間に含まれる場合、②前々事業年度開始の日以後6か月の期間の末日の翌日から前事業年度終了の日までが2か月未満である場合、③前々事業年度が6か月以下の場合で前事業年度が2か月未満である場合は、その前々事業年度は特定期間とはなりません（令20の5②）。

《略語》

法…平成23年度改正後の消費税法
 令…平成23年度改正後の消費税法施行令
 規…平成23年度改正後の消費税法施行規則

ご質問・ご不明な点がございましたら、
 最寄りの税務署にお問い合わせください。